

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 | 有効期限 |
|----------------|-------------------|-------------|-------------|
| ウォンツ海老山薬局 | 広島市佐伯区海老山町5番19号 | 令和 7年11月 1日 | 令和13年10月31日 |
| プレひまわり薬局 広島舟入店 | 広島市中区西川口町10番4号 | 令和 7年11月 1日 | 令和13年10月31日 |
| 江波本町薬局 | 広島市中区江波本町5番17号 | 令和 7年10月 1日 | 令和13年 9月30日 |
| じんにん歯科クリニック | 広島市東区若草町9番12-201号 | 令和 7年11月 1日 | 令和13年10月31日 |
| かわばたファミリー歯科 | 広島市安佐北区亀山7-4-49 | 令和 7年11月 1日 | 令和13年10月31日 |